



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価(送料共)1か月2,200円

目次

○ 告示

- 1177 統計調査の指定 (統計課)
- 1178 和歌山県商品流通調査の実施 (")
- 1179 特定非営利活動法人の定款変更認証の申請 (NPO協働推進課)
- 1180 生活保護法による指定医療機関の廃止 (福祉保健総務課)
- 1181 生活保護法による医療機関の指定 (")
- 1182 障害者自立支援法による指定自立支援医療機関の指定 (障害福祉課)
- 1183 貸金業の業務の停止 (商工労働総務課)
- 1184 保安林予定森林 (森林整備課)
- 1185 都市計画の変更 (都市政策課)
- 1186 " (")
- 1187 " (")
- 1188 道路の位置の指定 (")

告 示

和歌山県告示第1177号

和歌山県統計調査条例(昭和26年和歌山県条例第31号)第2条の規定により、知事が指定する統計調査を次のとおり指定する。

平成18年10月6日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県商品流通調査

和歌山県告示第1178号

和歌山県統計調査条例(昭和26年和歌山県条例第31号)第3条の規定により、和歌山県商品流通調査を次のとおり実施する。

平成18年10月6日

和歌山県知事 木村良樹

1 調査の目的

経済産業省が作成する「平成17年地域産業連関表」及び各都道府県が作成する各種産業連関表作成のための基礎資料を得ることを目的とする。

2 調査事項

- (1) 製造品受払に関する事項
- (2) 消費地域別出荷内訳に関する事項

3 調査の範囲

- (1) 地域的範囲：和歌山県下全域
- (2) 属性的範囲：各製造品目で、生産額が3%以上のシェアを占める事業所

4 調査期日

平成18年10月から11月まで

5 調査の方法

調査は、調査票を直接対象事業所に郵送し、商品流通調査記入手引及び調査票記入例に従って自計申告されたものを回収する郵送自計方式とする。

和歌山県告示第1179号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部共生推進局NPO協働推進課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え置いて、平成18年11月26日まで縦覧に供する。

平成18年10月6日

和歌山県知事 木村良樹

1 申請年月日

平成18年9月26日

2 名称

特定非営利活動法人あかりのいえ

3 代表者の氏名

小松正弘

4 主たる事務所の所在地

和歌山市西浜1061番地の16

5 定款に記載された目的

この法人は、障害を持つ人々が将来も安心して暮らしていくために、ノーマライゼーションの理念に基づき、隔離・分離されることなく、地域の中で、いつまでも自分らしい生活を送ることができるよう支援することを目的とする。また、誰もが住みやすい地域社会をつくることを目的とする。

和歌山県告示第1180号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により指定した医療機関から廃止の届出があったので、同法第55条の2の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成18年10月6日

和歌山県知事 木村良樹

指定番号	名称	所在地	廃止年月日
有市薬10-7	ウエダ薬局	有田市初島町浜1279	平成18.8.23

有市薬25-18	ウエダ薬局	有田市初島町浜1279	平成18.8.29
----------	-------	-------------	-----------

和歌山県告示第1181号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により医療機関を指定したので、同法第55条の2の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成18年10月6日

和歌山県知事 木村良樹

指定番号	名称	所在地	指定年月日

和歌山県告示第1182号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第59条第1項の規定により指定自立支援医療機関(精神通院医療)を指定したので、同法第69条第1号の規定に基づき次のとおり公示する。

平成18年10月6日

和歌山県知事 木村良樹

1 病院又は診療所

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師(薬剤師)の氏名又は訪問看護ステーション等の名称	指定年月日
独立行政法人労働者健康福祉機構和歌山労災病院	和歌山市古屋435	宮代英吉	平成18.10.1
高木内科	和歌山県紀の川市粉河418番地の2	高木洋	平成18.10.1

2 薬局

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師(薬剤師)の氏名又は訪問看護ステーション等の名称	指定年月日
みやび調剤薬局	和歌山市大谷403-3	瀬嶋雅子	平成18.4.1
三木薬局	和歌山市久保丁3丁目24番地	三木順子	平成18.8.1
病院前会営調剤薬局	和歌山市小松原通4丁目30番地 丸岩ビル1階	橋本善晴	平成18.10.1
カジモト薬局	和歌山市西庄205-9	楢本成子	平成18.10.1

和歌山県告示第1183号

次の貸金業者に対して貸金業の規制等に関する法律(昭和58年法律第32号)第36条第1項の規定により、平成18年9月28日から平成18年11月11日までの間の45日間、貸金業の業務を停止する(ただし、停止する業務は、弁済の受領及び債権の保全行為に関する業務を除いたものすべてとする。)ことを、平成18年9月25日に命じたので、同法第41条の規定により公告する。

平成18年10月6日

和歌山県知事 木村良樹

- 商号又は名称 マルゲン屋
- 氏名 森英隆
- 主たる営業所又は事務所の所在地 和歌山市元寺町4丁目5番地 クロイワビル2階
- 登録番号 和歌山県知事(N1)第01417号

5 登録年月日 平成18年6月13日

和歌山県告示第1184号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の2第1項の規定により告示する。

平成18年10月6日

和歌山県知事 木村良樹

- 保安林予定森林の所在場所 田辺市秋津川字陰地2710から2721まで、2723から2727まで、2727の1から2727の3まで、2727の4(次の図に示す部分に限る。)、2727の5から2727の9まで、2727の10から2727の12まで(以上3筆について次の図に示す部分に限る。)、2727の13から2727の15まで、2727の16から2727の20まで・2728・2728の1から2728の3まで・2729から2732まで・2734(以上14筆について次の図に示す部分に限る。)

- 2 指定の目的 水源のかん養
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び西牟婁振興局並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第1185号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を次のとおり変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成18年10月6日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 都市計画の種類及び名称
吉備都市計画道路(3・5・1号吉備金屋バイパス線)
- 2 都市計画を変更した土地の区域
追加した部分
和歌山県有田郡有田川町土生字山崎
変更した部分
和歌山県有田郡有田川町天満字片山崎町、夙浦町、土生西町、弁上町
明王寺字神子陸、供田
水尻字吉僧

3 縦覧場所

和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課
有田川町企画課

和歌山県告示第1186号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を次のとおり変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成18年10月6日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 都市計画の種類及び名称
田辺都市計画道路(3・5・6号内環状線)
- 2 都市計画を変更した土地の区域

変更する部分

和歌山県田辺市文里二丁目、神子浜一丁目、神子浜二丁目

3 縦覧場所

和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課
田辺市建設部都市計画課

和歌山県告示第1187号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を次のとおり変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成18年10月6日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 都市計画の種類及び名称
白浜都市計画道路(3・5・1号白浜駅湯崎線)
- 2 都市計画を変更した土地の区域
追加した部分
和歌山県西牟婁郡白浜町字大浦下浜田
変更した部分
和歌山県西牟婁郡白浜町字小ヶ浦、大浦上浜田、大浦西谷川上、垣谷東峠
- 3 縦覧場所
和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課
白浜町建設課

和歌山県告示第1188号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成18年10月6日

和歌山県知事 木村良樹

指定番号	指定位置	申請者 住所名 氏名	指定 年月日	道 路	
				幅員 メートル	延長 メートル
2835	橋本市柏原字野畑413-1の一部	奈良県五條市田園2丁目2番地の1 株式会社井上 代表取締役 井上猛	平成 18.9.26	5.00	27.68